

## 平成 26 年度第 2 回広島市景観審議会 会議要旨

1 開催日時 平成 26 年（2014 年）12 月 2 日（火）15 時 30 分～17 時 15 分

2 開催場所 広島市役所 本庁舎 14 階 第 7 会議室

3 出席者

(1) 出席委員（12 名）

杉本 俊多、藤井 堅、三浦 浩之、吉田 幸弘、森保 洋之、児玉 紀子、伏見 清香、  
細見 恵、内田 賢司、坂本 廣明、中川 圭子、正本 大

(2) 欠席委員（2 名）

菅原 辰幸、川内 蒔

4 議題

(1) 会長及び副会長の選任について

(2) 広島市景観計画に基づく屋外広告物許可基準の改正等について

（屋外広告物許可基準の改正及び景観形成広告整備地区の指定等）

(3) 広島マツダ大手町ビルの改修について（報告）

5 公開・非公開の別 公開

6 傍聴者 一般傍聴者 1 名

傍聴者（マスコミ関係） 1 名

7 会議資料

資料 1－1 広島市景観計画に基づく屋外広告物許可基準の改正等（案）に対する市民意見募集の結果及び意見への対応について

資料 1－2 屋外広告物許可基準の改正等（案）の修正内容

参考資料 1 市民意見の要旨と御意見に対する本市の考え方

参考資料 2 前回の景観審議会における委員の御意見と御意見に対する本市の考え方

〔諮問案〕

資料 2－1 広島市景観計画の「屋外広告物に関する基本方針」に基づく規制・誘導について（案）

資料 2－2 広島市景観計画に基づく屋外広告物許可基準の改正等について（案）

資料 2－3 広島市景観計画に基づく屋外広告物許可基準の改正等（案）の概要

資料 2－4 屋外広告物の掲出に関する基準（案）

資料 2－5 屋外広告物の掲出に関する基準（案）地区別一覧

8 発言の要旨

【委員紹介】

【審議会成立の報告】

【会長及び副会長の選任について】

会長に杉本委員、副会長に森保委員を選任した。

【広島市景観計画に基づく屋外広告物許可基準の改正等について】

**杉本会長**

広島市景観計画に基づく屋外広告物許可基準の改正等について、事務局から説明をお願いする。

**事務局（都市デザイン担当課長）**

(広島市景観計画に基づく屋外広告物許可基準の改正等について説明)

### 杉本会長

ただいまの説明について御意見、御質問等があればお願いしたい。

### 三浦委員

市民意見を踏まえての修正で2点ほど考え方をお聞きしたい。

リバーフロント・シーフロントに関して、「水の都ひろしま」にふさわしい潤いや安らぎ、にぎわいを生み出す景観をどうつくるのかということである。水辺の景観と言えば、そこに至る全ての空間のことだと理解しているが、今回の修正案だと川から直線的に見える部分だけを重視し、側面等は重視していないように思える。例えば、川を船で行き交うようなシチュエーションを考えたときに、斜めから見たときには見えるが正面から見えないという状況もあるだろうし、また、川から見た時には落ちついた景観であっても、反対側の川辺に近づく方向から見れば看板がたくさんあるといった状況を生み出すことにもなると思うが、それで本当に「水の都ひろしま」にふさわしい景観ができるのかということである。

2点目は、にぎわい系のところを見ると、屋外広告物がある程度存在することがにぎわいをつくる、広告物がないのにぎわいがないという考え方に立っているようにも読めるが、それが本当のにぎわいなのかということである。単に広告物のあるなしで測れるものではないと思うが、広告物がたくさんあることでにぎわいが生まれるという考え方は疑問に思う。

### 事務局（都市デザイン担当課長）

リバーフロント地区の川から見える場所については、川に直接面する部分の壁面だけでなく、斜めから見える部分、川に架かる橋や対岸などから見える部分も現行の景観協議の中で配慮をお願いしている。建物の4面のうち真後ろの面で全く見えない部分なら別だが、例えば建物の向きが45度ぐらい振っているとか、川が蛇行して流れているといった場合には、4面全部で配慮をお願いすることもある。川から見える景観、眺望への配慮は、これまで30年にわたり続けてきたことであり、これからも守り続けていきたいと考えているが、リバーフロント・シーフロント地区は市内のデルタ部でかなり長大な区域になっており、川に並行して走る幹線道路沿いなどでは事業者が多くにぎわいのある区域もある。それを一律に厳しく規制するのではなく、ある程度は緩和が必要であろうということで、こうした考え方にしている。

にぎわい系の総量規制についてだが、決して看板があることでにぎわいが生まれるという前提に立っているわけではない。ただ、広告物が全くないというよりも、広告物とある程度共存しながら景観をつくっていく必要があるとも思う。壁面の3分の1であるとか5分の1といった規制値を設けて、ある程度のルールを持ちながらにぎわいを創出していきたいと考えている。

### 三浦委員

結果としては多分望ましい方向に進むだろうとは思いますが、その説明の仕方があまりよくないように思う。

リバーフロントの規制であれば、なぜ最初にこういう現行の案をつくったのかという理由があるはずで、その理由と照らし合わせてみたときにこの考え方でいいのかなと疑問に思う。

にぎわい系の総量規制については、広告物の質的な面をどうするかということも必要だと思う。今のところは量的な規制しかできない難しさはあるとは思いますが、少し残念な思いがある。

### 杉本会長

現行案はどうしてこういう規制の仕方になっていたのか、どうしてこういう形にしていたのか、その理由を教えてもらいたい。

### **事務局（都市デザイン担当課長）**

法制執務上、川から見える部分というものを定義できず、景観計画の中では川から50メートル以内と50メートルから200メートル以内の2つのエリアで区域区分を設けているので、若干厳しいという認識もあったが、当初はこの区域区分により基準を設定していた。市民の皆さんや関係者の方の意見を聞くと、川から見えないところが現行よりかなり厳しくなるという声があり、現行の景観協議に近い方法で誘導することとしてこの修正案にした。

### **杉本会長**

このイメージ図は本日の審議会のために作成した資料なのか、それとも一般的にこれまで規制・誘導の内容を説明する際に使ってきた資料なのか。図が非常にシンプルなものになっているが、もっと多様なケースが考えられると思う。

### **事務局（都市デザイン担当課長）**

言葉で説明してもなかなかイメージすることが難しいと考え、本日の説明のために作成したものである。

### **藤井委員**

川からの視点を重要視していて、陸上からの視点はあまり重視されていないという三浦委員の御指摘に対して、どのように考えているのか。

### **事務局（都市デザイン担当課長）**

陸上の視点から規制すると、そこにある建物が360度、川から見えない部分も含めて一律に厳しい規制がかかることになり、これまでどおり川から見えるところの景観を特に守っていきたいと考えている。

### **森保委員**

説明の内容については基本的に賛同する。広告物のことだけでなく景観計画そのものをどう動かしていくのかということが課題であると思っている。一つは一般市民にどのように知ってもらおうかということで、景観計画をこのまま見せるのではなく、簡単な概要版をつくったり、地域別とか子どもなどの対象者別など、その人の置かれている状況に応じて冊子をつくるなどの工夫が要ると思う。また、先ほど、この規制は元々何のために何を目的としてつくられたのかという御指摘が三浦先生からあったが、それを「心」と置き換えて、景観計画をとらえたらいいと思う。「心」があり「体」が景観計画で、そして例えば市民意識の醸成といったこれからの「運動」がある。「心」、「体」、「運動」という形でこの景観計画が成立し、「運動」しながら高めていければよいと思う。「体」として景観計画を一生懸命つくったが、その後の状況によっては修正ということもあり得ると思う。先ほどの陸上からの「見え」というのもこれからの課題の一つではあるが、それはなかなか一気にはいかない面もある。今回の基準の改正も、この度の審議会を経て規則の改正があって運用開始となるが、1つの区切りではあるけれども、運用を開始して終わりではなく、始まりでもあると理解すべきだと思う。

お聞きしたいことがあるのだが、市民意見で大変いい意見がたくさん出ているが、意見を発した方への回答をどのように計画されているのかを教えてください。

それともう一点、資料2-4の屋外広告物の掲出に関する基準で、リバーフロント地区とエリアが重複する地区は注記でその適用の取扱いが書かれているが、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区と平和大通り沿道地区についてはその記述がない。リバーフロント地区の注記で代表して書かれているのならいいが、エリアが重複する他の地区は全て書かれているのにそこだけないのはどういうことなのか教えてください。

## 事務局（都市デザイン担当課長）

まず1点目についてだが、景観計画に関する冊子については9月の景観審議会ガイドラインを作成中であると御報告し、まだ製本の段階には至っていないが、景観計画を製本したものと概要版、それから建物のガイドラインと色彩のガイドラインの4部作を作成することになっている。今回基準を改正する屋外広告物についても、この基準の「心」、意図の部分を含めてガイドラインをつくって説明していきたいと考えている。

景観計画はようやくスタートラインに立った段階であるが、つくってそのまま10年、20年も内容を変えないということではなく、必要に応じて改訂することもあり得ると考えている。

それから、市民意見としていただいたものについては、その御意見に対してどのように考えているのか、どういった対応をしたのかということをもとめて、ホームページで公表したいと考えている。

リバーフロントのエリアの注記についてだが、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区や平和大通り沿道地区は、基本的に基準の内容がリバーフロント地区よりも厳しくなっているので注記の必要がなく記載していないが、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区のうちE地区については注記が必要なので修正させていただく。

## 森保委員

補足させていただくが、「心」というのは、こう考えたからこのようにしたというある状況への対応ということだけでなく、もっと大きな進めるべきコンセプトでもあるので、市民に説明すると同時に御理解をいただかなければならない場面もあるかと思う。ある町では市長名でお願いの文書を出しているが、状況によってはそのようにして市民の御理解をいただくことも一つの手法ではないかと思う。景観計画はなかなかわかりにくいところがあり、その「心」をできるだけ表現して、冊子をつくってもらいたい。

## 児玉委員

三浦先生にお伺いしたい。金沢を見に行かれたと聞いたが、金沢は大人も若い人も楽しめて、何度も訪れたい美しい町としてよく名前が挙げられるが、住む人に聞くと、どういう町にしていきたいかという意識が割と統一されているように思う。

私は子供たちや若い人たちを育てていくことがとても大事なことだと思っているが、金沢では伝統的な文化を育てることにに対して行政も住民も協力して若い人たちが勉強できる場を提供し、そこから育っていった人たちがまた金沢の文化を愛して美しい町が続いていく、そういうことが内からまた外からも見ても割と明確な感じがするのだが、三浦先生が金沢に行かれて、一番、広島と何が違うと感じられたのかをお聞きしたい。

広島であれば平和というテーマが一番出てくると思うが、例えば平和を発信していこうとするのであれば、何かそれに特化したここでしか学べないものがあるということを発信し、それを学べる場所をつくるといったように、人を育てるという面で、もっと明確なコンセプトが必要ではないかと思う。

## 三浦委員

短期間の滞在でそれほどたくさんの方とお話ししたわけではないが、お会いした方はみな自分たちの町の姿に関心を持っていて、そうした意識の中でちょっと望ましくないものが出てくれば意見するなどして、自分たちの町はこういう町にしていきたいというイメージがある程度共通認識として育まれているように感じた。

実際に小さな店の看板でも自分の敷地の中に引っ込めて、歩道の部分には全く出ていないよ

うな状況が生み出されており、歩きながらでもそうした部分があちこちで見かけられた。

また、金沢の中心部にある美術館の影響も大きいように思う。美術館で子供たちや一般の人たちが創作活動をする中で、美しさといったものに触れてその意識が生まれ、また、そういうことに関心がある人たちが外から客としてやって来て、本当のにぎわいが生まれる。広告として情報を発信してにぎわいを生み出すのではなく、出さないことによって反対に価値が生まれるということもあると思うが、そうした価値の見出し方ができているように感じた。

#### **中川委員**

数年前に金沢でデザイン関係の人たちが一堂に集まる機会があり、金沢の人たちが何度も言われていたことだが、「金沢は小京都と言われるけれど、金沢には金沢の文化があって、もっとすばらしいものがある」と。皆さんとてもプライドを持っていて、一般の方たちもそうした意識を強く持っているのだと思う。

#### **杉本会長**

金沢をテーマにすると話が尽きないが、時間の関係上この辺りで終わりにさせていただきたい。

本日の議題である屋外広告物許可基準の改正等については、若干の細かい修正等はあるが、事務局から提案のあった原案を承認するというところでよろしいか。

#### **委員全員**

(異議なし)

#### **杉本会長**

それでは、細かな修正については会長に一任していただき、景観審議会として承認ということにさせていただく。

### **【広島マツダ大手町ビルの改修について】**

#### **杉本会長**

審議事項としては以上であるが、報告事項があるということなので、説明をお願いします。

#### **事業者（三分一設計事務所）**

(広島マツダ大手町ビルの改修について報告)

#### **杉本会長**

ただいまの報告について、御質問等があればお願いしたい。

#### **藤井委員**

ルーバーは張り出しのスラブに取り付けられるようだが、スラブの小口（断面）をルーバーで隠すようになるのか。

#### **事業者（三分一設計事務所）**

ルーバーから少し透けて見える部分もあるので、小口は小口でパネルを貼って隠すことにしている。

#### **藤井委員**

アルミ材を塗装するということだが、経年劣化によるチョーキング（白っぽい粉がふく）といったことが起こり得ると思うが、その辺りの検討はしているのか。

#### **事業者（株式会社フジタ）**

焼付塗装なので、サッシのような電解着色よりも耐久性はあると考えている。

#### **藤井委員**

焼付塗装であっても、例えば20年ぐらい経つと色がかなり白っぽくなって変わってくることもある。

### **事業者（株式会社フジタ）**

テナントオーナーの日常管理において、年に1回は掃除するといったメンテナンスが行われることになる。万一傷がついた場合にはタッチアップペイントで補修するといった対応になるかと思う。

### **藤井委員**

タッチアップというより、全面的な補修になるように思う。

それと、張り出したスラブの床面がルーバーの中間辺りに位置しており、スラブから雨が漏れて出てくると汚れが付着して見苦しくなることもあると思うので、その辺りも考慮しながら計画のディテールを検討していただきたい。

### **細見委員**

前回の審議のときに課題として残ったこととして緑化の問題があるが、細いルーバーを縦に配列するとなると、緑化は一体どのようにしようと思っているのか。

### **事業者（三分一設計事務所）**

ルーバーとどのように組み合わせるかは今後の検討になるが、基本的には、バルコニーの床にツタ類をはわせたり、中高木のプランターを置いたり、手すり面に掛けるプランターを設置するといったことを考えている。

### **細見委員**

アルミが腐食しやすい状況になりがちだと思うので、その辺りのところもよく検討していただきたい。

### **杉本会長**

ルーバーの素材をアルミにした場合、西日が反射してルーバーが光り輝く心配があるので、素材に凹凸をつけるなどの工夫をしてもらいたい。

### **坂本委員**

緑化の手法は今後の検討になると言われたが、ルーバーと緑化の問題は同時に考えないといけないと思う。ルーバーの構造が縦桟になっているが、植物を固定するにしても横桟がある程度ないと風が吹いたりするとずれたりすることもあると思う。その辺りも含めて検討するには、ルーバーは緑化と同時に検討した方がよい。

### **森保委員**

緑化の問題のほかに前回の審議のときをお願いしたことがある。

一つはスカイラインのことで、この建物が立地している場所はスカイラインに配慮する地区になっており、そういう問題もあったということを知っていただきたいたいということである。もう一つは、建物東側のスパイラルスロープでの上り下りについて、修学旅行生や元気な方ばかりではなく、気をつけて差し上げなければならない方もいるわけで、そうした方々への配慮も含めて、優しいおもてなしの空間にしていただけたらと思う。

### **杉本会長**

終了予定時間を過ぎているので、質疑は以上とさせていただきます。

事業者におかれては、本日の御意見をよく検討して事業を進めてもらいたい。

本日の審議事項と報告事項は以上であるが、事務局から何かあればお願いしたい。

### **事務局（都市デザイン担当課長）**

本日、審議会の会長と副会長を委員の互選により選任していただいたが、9月の景観審議会  
で設置の御承認をいただいた車体AD専門部会に属する委員については、景観審議会規則第7  
条第2項の規定により会長が指名することになっているので、後日、臨時委員の選任も含めて、  
会長の指名により選任させていただく。

また、本日、審議いただいた屋外広告物許可基準の改正等については、いただいた御意見を  
踏まえ、会長と相談の上で改正案を取りまとめて規則を改正し、市民や事業者への周知期間を  
経て7月から運用を開始したいと考えている。

**杉本会長**

以上で本日の審議を終了する。